

前橋市条件付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の請負契約に係る条件付一般競争入札の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前審査方式 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の有無の審査を入札の執行前に行う方式をいう。
- (2) 事後審査方式 入札参加資格の有無の審査を開札後に行う方式をいう。

(対象工事等)

第3条 条件付一般競争入札に付する工事等（以下「対象工事等」という。）は、次の各号に掲げる設計金額のものとし、原則として事後審査方式で落札者を決定するものとする。ただし、大規模災害復旧における前橋市建設工事等の入札契約方式の適用ガイドライン（令和2年3月4日伺定め）第2に規定する大規模災害その他緊急を要する工事等を除くものとする。

- (1) 建設工事 130万円超
- (2) 測量、建設コンサルタント業務等 50万円超

2 前項前段の規定にかかわらず、前橋市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成19年12月21日伺定め）の規定により総合評価落札方式の対象となる建設工事、前橋市特定建設工事等共同企業体運用基準の規定により特定建設工事等共同企業体を契約の相手方とする工事等及び案件の性質上、事後審査方式によりがたい事由があると認められるものについては、事前審査方式で落札者を決定するものとする。

(入札の公告等)

第4条 市長は、前条の規定により選定した対象工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6の規定に基づき、入札公告を作成し、前橋市ホームページへの掲載その他の方法により公告するものとする。

2 対象工事等の見積期間には、次に掲げる日を含まないものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

- (1) 前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日
- (2) 8月13日から同月16日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(電子入札システムの利用)

第5条 条件付一般競争入札は、原則としてぐんま電子入札共同システムを使用して行

うものとする。

(入札参加資格)

第6条 入札参加資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者又は同条第2項各号の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 本市の工事等に係る競争入札参加資格審査申請を行い、対象工事等に対応する競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、前号の競争入札参加資格の再認定を受けている者）であること。
- (4) 入札参加申請の日から契約締結日までの期間に前橋市指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め）又は前橋市暴力団排除対策措置要綱（平成23年3月17日伺定め）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、関連がある者でないこと。
- (6) 建設工事の場合にあつては、対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (7) 建設工事の場合にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値の通知（対象工事に係る請負契約を締結する予定の日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。）を有している者であること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要があるときは、次に掲げる事項に係る入札参加資格を定めることができるものとする。

ア 格付等級

イ 本店、支店又は営業所等の所在地

ウ 同種の施工又は履行実績

エ 配置予定技術者の資格及び施工又は履行経験

オ その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前橋市建設工事等業者選定審査会要綱（平成15年3月27日伺定め）に定める前橋市建設工事等業者選定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴き、入札参加資格を決定するものとする。

(入札参加申請)

第7条 入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を入札公告に定める期限までに提出するものとする。

- (1) 事前審査方式

ア 入札参加申請書兼誓約書（様式第 1 号）

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 事後審査方式

入札参加申請書兼誓約書（様式第 1 号）

2 期限までに申請書等を提出しない者は、入札に参加することができない。

（設計書等の配布、質問の受付、回答等）

第 8 条 設計書、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計書等」という。）の配布、入札公告又は設計書等に対する質問及び質問に対する回答は、次に掲げるとおり行うものとし、その受付期間等は、入札公告において明らかにするものとする。

(1) 設計図書の配布は、入札公告時にぐんま電子入札共同システムを使用して配布するものとする。

(2) 入札公告又は設計書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

（現場説明会）

第 9 条 現場説明会は、市長が特に必要があると認める場合を除き、開催しないものとする。

（事前審査方式に係る入札参加資格の確認）

第 10 条 事前審査方式により行う工事等について、第 7 条の規定により申請書等の提出があったときは、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により申請者の入札参加資格の有無を確認したときは、入札参加資格確認結果通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、入札参加資格がないと認めた者に対しては、前橋市入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領（平成 19 年 7 月 24 日伺定め。以下「苦情処理要領」という。）第 4 条の規定に基づき、通知を行った日の翌日から起算して 3 日（休日を除く。）以内に、苦情処理要領で定める苦情申立書（様式第 1 号）により当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

4 市長は、前項の説明を求められたときは、同項の説明を求めることができる申込期限の翌日から起算して 2 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し、苦情処理要領で定める苦情申立回答書（様式第 2 号）により回答するものとする。

5 市長は、第 3 項の規定により説明を求めた申請者に入札参加資格があると認める場合には、第 2 項の通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨を通知するものとする。

（入札の執行）

第 11 条 入札及び開札の日時と場所は、入札公告において明らかにするものとする。

2 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。た

だし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、入札者及び当該入札に関係のない職員を立ち合わせないことができるものとする。

（事前審査方式に係る落札者の決定）

第12条 事前審査方式により行う工事等にあつては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式にあつては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち総合評価点が最も高い者）を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式にあつては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高い者）を落札者として決定する。

2 市長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者及び入札参加者に対し、速やかに通知するものとする。

（事後審査方式に係る入札参加資格の確認）

第13条 事後審査方式により行う工事等にあつては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札決定を保留する。

2 落札候補者は、入札参加資格確認申請書（（様式第3号）又は（様式第3号の2））及び次の各号に掲げる書類（以下「審査書類」という。）を入札公告に定める期限までに提出するものとする。

（1）前橋市外に本店を有する者が落札候補者となった場合には、関連業者報告書（様式第3号の3）

（2）配置予定技術者の資格に係る書類

（3）その他市長が必要と認める書類

2 落札候補者が、前項の規定による提出期限内に審査書類を提出しないときは、原則として当該落札候補者の入札書が無効とする。

（事後審査方式に係る落札者の決定）

第14条 市長は、落札候補者から提出のあった審査書類を審査した結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、入札参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者の入札書が無効とするものとする。

2 市長は、落札候補者の入札参加資格がないと認めた場合は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。

3 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者及び入札参加者に対し、速やかに通知するものとする。

- 4 市長は、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認めた場合は、入札参加資格確認結果通知書（様式第2号）により速やかに通知するとともに、前橋市入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領（平成19年7月24日伺定め。以下「苦情処理要領」という。）第4条の規定に基づき、通知を行った日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、苦情処理要領で定める苦情申立書（様式第1号）により当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。
- 5 市長は、前項の説明を求められたときは、同項の説明を求めることができる申込期限の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し、苦情処理要領で定める苦情申立回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- 6 市長は、第4項の規定により説明を求めた申請者に入札参加資格があると認める場合には、第3項の通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨を通知するものとする。

（落札候補者の辞退）

第15条 落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、前橋市指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め）に基づく指名停止措置を行うものとする。

（入札の無効）

第16条 入札公告に示した入札参加資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落札決定を取り消すものとする。

（特例）

第17条 市長は、この要領によることが不適當と認めるときは、審査会の承認を得て別の取扱いをするものとする。

附 則

この要領は、平成6年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年９月１４日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年３月１２日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年６月１５日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年５月１７日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年８月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年８月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

１ この要領は、令和７年４月１日から施行する。

２ 前橋市簡易型条件付き一般競争入札取扱要領(平成１８年１２月２８日伺定め)は、
廃止する。